

令和8年2月16日  
教育委員会学校教育課作成

## 専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）

下記の事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行ったので、報告するものです。

### 記

- 1 事故発生日時 令和7年11月4日（火） 午前7時40分頃
- 2 事故発生場所 酒田市飛鳥字腰巻99番地 南平田小学校駐車場
- 3 損害賠償額 78,692円
- 4 事故の状況 沖地区～山谷地区を運行する南平田小学校・東部中学校混乗のスクールバスが、南平田小学校に到着し、児童を降車させた後、東部中学校に向かおうとしたところ、南平田小学校児童を送迎後の保護者の一般車両と接触したものの。
- 5 被害の状況 スクールバス車両 フロントバンパー損傷  
相手方車両 後方側面、リアバンパー損傷  
乗車していた東部中学生3名と双方の運転手に怪我なし。
- 6 示談の内容 令和8年2月9日、「市60%、相手方40%」の責任割合、上記損害賠償額で示談が成立した。

令和 8 年 2 月 16 日  
市民部まちづくり推進課作成

## 酒田市過疎地域持続的発展計画の策定について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（以下「過疎法」という。）に基づき、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間を計画期間とした酒田市過疎地域持続的発展計画を策定するもの。

基本的に令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までを計画期間とする現行計画を引き継ぐものとするが、完了した事業等の削除や新規事業の追加等の計画事業の見直し等を行う。

### 1 過疎地域持続的発展計画の概要

(1) 計画期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで（5 年間）

(2) 構成内容

#### 第 1 基本的な事項

- 1 市の概況
- 2 人口及び産業の推移と動向
- 3 人口の将来推計
- 4 市行財政の状況
- 5 地域の持続的発展の基本方針
- 6 地域の持続的発展のための基本目標
- 7 計画の達成状況の評価に関する事項
- 8 計画期間
- 9 公共施設等総合管理計画との整合

#### 第 2 分野別事項

- 1 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成
- 2 産業の振興
- 3 地域における情報化
- 4 交通施設の整備、交通手段の確保
- 5 生活環境の整備
- 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- 7 医療の確保
- 8 教育の振興
- 9 集落の整備
- 10 地域文化の振興等
- 11 再生可能エネルギーの利用の促進
- 12 その他地域の持続的発展に関し必要な事項  
※以上の12分野ごとに、(1) 現況と問題点 (2) その対策 (3) 計画  
(4) 公共施設等総合管理計画との整合について記載
- 13 過疎地域持続的発展特別事業に関する事項  
※過疎地域持続的発展特別事業(過疎対策事業債ソフト分)を一覧表で再掲

## 2 計画策定の経過

計画案の策定にあたっては、各地域協議会やパブリックコメント等により、広く意見を伺った。また、本計画案については過疎法第8条第7項に基づく山形県との協議を行い、同意を得ている。

- 素案に対する地域住民の意見聴取、及び原案への反映(7月～11月)  
(各地域協議会のほか、住民アンケート調査、自治会長会、地域ミーティング等  
意見数62件、松山アンケート調査60件、その他意見74件)
- 原案に対するパブリックコメント、及び計画案への反映(12月～1月)  
(募集期間:12月22日～1月13日、意見書提出者:2名、意見総数31件)
- 計画案に関する県との事前協議 12月1日～25日  
(回答(同意)12月25日)
- 計画案に関する県との正式協議 1月22日～2月6日  
(回答(同意)2月6日)
- 総務大臣ほか関係7大臣への提出(山形県進達) 3月中

令和 8 年 2 月 1 6 日  
市民部まちづくり推進課作成

## 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

## 1 計画変更の理由

日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までを計画期間として策定したものであるが、整備計画に定めた事業について辺地対策事業債が事業主体ごとに予定額の範囲を超える場合や新たな施設整備を行う場合などに、計画を変更することとなっている。

今回の変更は、新たな施設整備を行うにあたっての事業名追加であり、議会の議決を要するものである。

## 2 計画変更の概要

## 【日向辺地】

区分	事業名	概要
事業名の追加	鳥海山荘空調更新・ポンプユニット修繕・非常用照明改修事業	湯の台温泉鳥海山荘の非常用照明の老朽化による改修事業が追加。空調・ポンプとの総事業費が現計画の範囲内のため増額変更は不要。

## 3 日程

- 県知事との計画変更の協議 2月2日
- 県知事の同意 2月6日
- 県知事への計画変更書類の提出 3月上旬

令和 8 年 2 月 1 6 日  
市民部まちづくり推進課作成

## 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

### 1 計画策定の理由

飛島辺地においては、現行の総合整備計画（令和 3～7 年度）からの継続事業に取り組むため、日向辺地においては新規事業に取り組むため、新たに総合整備計画（令和 8～12 年度）を策定するもの。

### 2 計画策定の概要

#### 【飛島辺地】

施設名	概要
飛島情報通信設備	東北電力の電線地中化に伴い、中村地内の本市所有光ケーブルを地中へ移設するもの
飛島簡易水道施設	老朽化している島内の簡易水道施設の更新工事を行うもの

#### 【日向辺地】

施設名	概要
鳥海山荘	老朽化している浄化槽と高圧受電設備の更新工事を行うもの

### 3 日程

- 県知事との計画策定の協議 2月2日
- 県知事の同意 2月6日
- 県知事への計画策定書類の提出 3月上旬

令和8年2月16日  
農林水産部農林水産課作成

請負契約の変更について  
(令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事(その1))

- |   |           |                                                |
|---|-----------|------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名     | 令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業<br>農地等災害復旧工事(その1)          |
| 2 | 工 事 場 所   | 酒田市 宮海 地内ほか                                    |
| 3 | 仮契約の方法    | 変更契約                                           |
| 4 | 仮契約年月日    | 令和8年2月5日                                       |
| 5 | 仮 契 約 金 額 | 変更前 384,035,300円(税込み)<br>変更後 409,559,700円(税込み) |
| 6 | 仮契約の相手方   | 酒田市穂積字尻地233番地<br>大場建設株式会社<br>代表取締役 大場 清悦       |
| 7 | 工 期       | 令和7年6月25日から令和8年12月21日まで                        |

## 仮 契 約 書

1 契約の目的 令和7年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その1）

2 契約金額

変更後の請負代金額	¥409,559,700.-
内訳 工事代金	¥372,327,000.-
取引に係る消費税額及び地方消費税	¥37,232,700.-
変更前の請負代金額	¥384,035,300.-
内訳 工事代金	¥349,123,000.-
取引に係る消費税額及び地方消費税	¥34,912,000.-
変更前の請負代金額に対する増減 増額	¥25,524,400.-
内訳 工事代金	¥23,204,000.-
取引に係る消費税額及び地方消費税	¥2,320,400.-

3 履行期限 令和8年12月21日

上記について、酒田市長 矢口 明子と大場建設株式会社 代表取締役 大場 清悦は、地方自治法第96条第1項第5号及び酒田市契約及び財産に関する条例第2条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書1通を作成し、双方記名押印の上、これを大場建設株式会社 代表取締役 大場 清悦が保有する。

令和8年2月5日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目2番45号  
氏名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市穂積字尻地233番地  
氏名又は名称 大場建設株式会社  
代表者氏名 代表取締役 大場 清悦



令和 8 年 2 月 1 6 日  
農林水産部農林水産課作成

請負契約の変更について  
(令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事 (その 8))

- |   |           |                                                    |
|---|-----------|----------------------------------------------------|
| 1 | 工 事 名     | 令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業<br>農地等災害復旧工事 (その 8)          |
| 2 | 工 事 場 所   | 酒田市 小林 地内ほか                                        |
| 3 | 仮契約の方法    | 変更契約                                               |
| 4 | 仮契約年月日    | 令和 8 年 2 月 5 日                                     |
| 5 | 仮 契 約 金 額 | 変更前 279,180,000 円 (税込み)<br>変更後 289,494,700 円 (税込み) |
| 6 | 仮契約の相手方   | 酒田市東町二丁目 1 番地 7<br>大井建設株式会社<br>代表取締役社長 大井 慎一郎      |
| 7 | 工 期       | 令和 7 年 8 月 1 2 日から令和 8 年 1 2 月 2 1 日まで             |

## 仮 契 約 書

- 1 契約の目的 令和 7 年度農地・農業用施設災害復旧事業農地等災害復旧工事（その 8）
- 2 契約金額

変更後の請負代金額	¥289,494,700.-
内訳 工事代金	¥263,177,000.-
取引に係る消費税額及び地方消費税	¥26,317,700.-
変更前の請負代金額	¥279,180,000.-
内訳 工事代金	¥253,800,000.-
取引に係る消費税額及び地方消費税	¥25,380,000.-
変更前の請負代金額に対する増減 増額	¥10,314,700.-
内訳 工事代金	¥9,377,000.-
取引に係る消費税額及び地方消費税	¥937,700.-
- 3 履行期限 令和 8 年 1 2 月 2 1 日

上記について、酒田市長 矢口 明子と大井建設株式会社 代表取締役社長 大井 慎一郎は、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号及び酒田市契約及び財産に関する条例第 2 条の規定に基づく酒田市議会の議決（可決）があった後に、正規の契約を締結するものとする。

上記仮契約の証として本書 1 通を作成し、双方記名押印の上、これを大井建設株式会社代表取締役社長 大井 慎一郎が保有する。

令和 8 年 2 月 5 日

発注者 所在地 酒田市本町二丁目 2 番 4 5 号  
氏 名 酒田市長 矢口 明子

受注者 住所又は所在地 酒田市東町二丁目 1 番地 7  
氏名又は名称 大井建設株式会社  
代表者氏名 代表取締役社長 大井 慎一郎

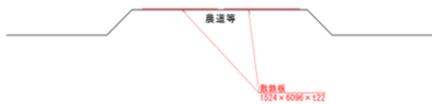


### 位置図（竹田地区）

#### 変更理由

土砂搬出に通行する農道等は、十分な地耐力を有していなかった為、通行車両の安全確保及び道路の構造保全に支障を来すことから、当該箇所敷鉄板 4,264 平方メートルの設置を増工し変更するもの。

#### 仮設道路標準断面図



地区	面積 (㎡)		
	当初	変更	増減
竹田	0	3,716	3,716
沢田	0	93	93
山元南	0	455	455
合計	0	4,264	4,264

凡例

敷鉄板設置箇所